

# インフルエンザ予防接種

インフルエンザ予防接種が高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。インフルエンザ予防接種についてよく理解したうえで、体調の良いつきに接種しましょう。

問合先／健康づくり課 (978-7100)



期間／10月1日(月)～平成25年2月28日(木) ※12月中の接種をお勧めします。

対象／①町内に住所がある65歳以上の(接種当日) ②60歳以上65歳未満(接種当日)で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者手帳1級の人(または同等の障害を持つ人)

接種料／1,000円※生活保護受給者は免除(要事前申請)  
持ち物／健康保険証、健康手帳(持っている人)、個人負担金(身体障害者手帳(②)の人のみ)  
その他／接種できるか、当日医師が診察を行います。伊豆の国市、伊豆市にも接種できる医療機関があります。順天堂大学附属静岡病院で接種を希望する場合は、事前に健康づくり課へご連絡ください。やむを得ない理由により函南町・伊豆の国市・伊豆市の医療機関で接種できない場合は、県内の医療機関で接種することができます(要事前手続き。対象外の医療機関もあります)。

## 町内医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	医療機関名	所在地	電話番号
浅井外科医院	函南町間宮 794-2	978-8760	リウトピアクリニック	函南町柏谷 283-1	970-1000
おりた内科小児科	函南町仁田 33-9	978-7622	伊豆函南鈴木泌尿器科クリニック	函南町上沢 68-2	970-2450
函南医院	函南町仁田 191	978-3023	蛇ヶ橋クリニック	函南町肥田 356-11	970-0555
函南さくらクリニック	函南町上沢 80-2	979-1666	杉田整形外科	函南町間宮 637-5	970-2511
函南平出クリニック	函南町塚本 952-24	978-1366	NTT 東日本伊豆病院	函南町平井 750	978-2320
三島マタニティクリニック(女性のみ)	函南町間宮 451	979-0192	伊豆平和病院	函南町平井 1690	974-1355
山口医院	函南町大竹 168-7	978-2011	伊豆函南セントラル病院	函南町畑 529-555	974-0131
根津クリニック	函南町上沢 15-3	979-6166	高橋クリニック	函南町間宮 895-6	977-1121

# 町有財産を売却します

問合先／管財課 (979-8104)、都市計画課 (979-8117)

## 売却場所

番号	財産所在地	地目	面積 (㎡)	用途地域	最低売却価格	入札保証金
1	仁田 216-7	田	988.89	第1種住居地域 容積/建ぺい (200/60)	5,883万円	300万円
2	仁田 538-1	宅地	531.90	第1種中高層住居専用地域 容積/建ぺい (150/60)	3,765万円	190万円
	仁田 539-5	宅地	32.13			
	仁田 540-3	宅地	16.19			

用途制限/土地を敷地分割する場合は、都市計画課へ相談してください。また用途制限を設定してありますので詳細は応募要領をご覧ください。  
※法令などの制限がありますので詳細は都市計画課へお問い合わせください。

入札公告/10月1日(月)  
内容/管財課窓口、町ホームページでご確認ください。

書類配布/10月2日(火)～11月5日(月)に関係書類(応募要領など)を管財課で配布します。  
※期間内に書類を受領できない人は入札に参加できません。  
入札日/12月12日(水)13時30分～  
その他/入札の前に入札保証金を納付してください。

## ジャパン・マンモグラフィ・センター

10月の第3日曜日はマンモグラフィ検査が受けられる日曜日です。平日に受診できない人は、この機会をご利用ください。

※J.M.S(ジャパン・マンモグラフィ・センター)とは子育て・介護・仕事・家事などが忙しく、平日に病院に行けない女性が、日曜日(毎年10月の第3日曜日)に「乳がん検診」を受けられるように取り組んでいる活動です。

日時/10月21日(日)  
場所/伊豆保健医療センター(伊豆の国市田京270-1)

対象/40歳以上で函南町に住民票を有する女性

定員/20人  
内容/乳がん検診(マンモグラフィ検査と視触診)この日に限り、伊豆保健医療センターで視触診も同日に実施できます。

持ち物/成人健康診査受診券、受診料(1,000円)、無料クーポン券(対象者のみ)  
申込み/伊豆保健医療センター(0558-766820)  
へ電話でお申し込みください。



## 子ども医療費受給者証が変わります

町では、現在中学3年生まで医療費を補助しています。現在お使用の受給者証(夕リーム色)の有効期限は9月30日(日)です。10月1日(月)からは、新しい「ウグイス色」の受給者証をお使いください。新しい受給者証を9月30日までに郵送しますので、名前や住所を確認のうえ、旧受給者証を破棄してください。

10月になっても新しい受給者証が届かない場合は、お問い合わせてください。  
※現在子ども医療費受給者証をお持ちでない人は、申請が必要ですので、子どもの健康保険証・印鑑を持参のうえ、福祉課で手続きを行ってください。  
問合先/福祉課 (979-8133)

